

電波遮へい対策事業の概要

1 目的

道路トンネル等の人工的な構築物により電波が遮へいされ、携帯電話等が使用できない地域において、電波中継施設等を設置して携帯電話等を利用可能にするなど、電波の適正な利用を確保する。

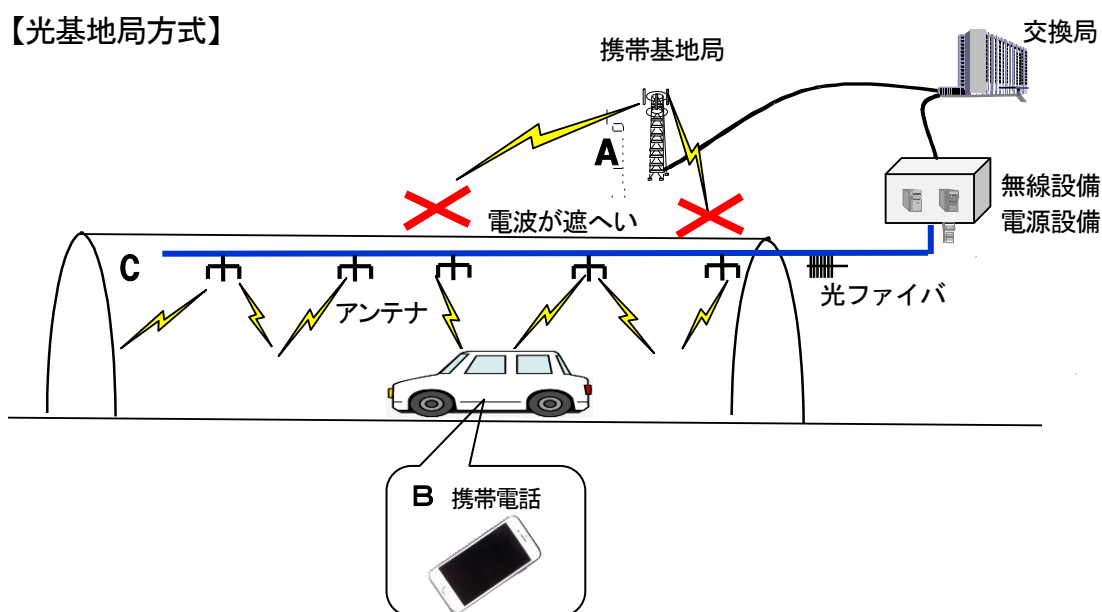
2 事業の概要

道路トンネル等において、電波中継施設等の整備を行う一般社団法人等に対して、国がその設置費用の一部を補助する。

ア 事業主体	一般社団法人等
イ 対象地域	道路トンネル等
ウ 整備施設	電波中継施設等（無線設備、光ケーブル等）
エ 国の補助率	道路トンネル：1／2

3 イメージ

【道路トンネル】



無線局 A(携帯基地局)と無線局 B(携帯電話)との間の電波がトンネルにより遮へいされることから、このままでは携帯電話が使用できません。

このため、無線局 C(アンテナ)をトンネル内に設置することにより、トンネルを通過する自動車の中でも携帯電話が使用できるようになります。